◎ 利用料金の目安　　ショートステイ1割負担

《ユニット型個室》

【1割負担の場合】

介護度1　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	696	22	4	8	20	12	762	858	300	820	1,978
2段階	696	22	4	8	20	12	762	858	600	820	2,278
3段階①	696	22	4	8	20	12	762	858	1,000	1,310	3,168
3段階②	696	22	4	8	20	12	762	858	1,300	1,310	3,468
4段階	696	22	4	8	20	12	762	858	1,445	2,006	4,309

介護度2　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	764	22	4	8	20	12	830	935	300	820	2,055
2段階	764	22	4	8	20	12	830	935	600	820	2,355
3段階①	764	22	4	8	20	12	830	935	1,000	1,310	3,245
3段階②	764	22	4	8	20	12	830	935	1,300	1,310	3,545
4段階	764	22	4	8	20	12	830	935	1,445	2,006	4,386

介護度3　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	838	22	4	8	20	12	904	1,018	300	820	2,138
2段階	838	22	4	8	20	12	904	1,018	600	820	2,438
3段階①	838	22	4	8	20	12	904	1,018	1,000	1,310	3,328
3段階②	838	22	4	8	20	12	904	1,018	1,300	1,310	3,628
4段階	838	22	4	8	20	12	904	1,018	1,445	2,006	4,469

介護度4　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	908	22	4	8	20	12	974	1,097	300	820	2,217
2段階	908	22	4	8	20	12	974	1,097	600	820	2,517
3段階①	908	22	4	8	20	12	974	1,097	1,000	1,310	3,407
3段階②	908	22	4	8	20	12	974	1,097	1,300	1,310	3,707
4段階	908	22	4	8	20	12	974	1,097	1,445	2,006	4,548

介護度5　（単位/円）

段階	基本単位	サービス提供	看Ⅰ	看Ⅱ	夜Ⅳ	機能訓練	計（1日）	処遇含（1日）	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）
1段階	976	22	4	8	20	12	1,042	1,173	300	820	2,293
2段階	976	22	4	8	20	12	1,042	1,173	600	820	2,593
3段階①	976	22	4	8	20	12	1,042	1,173	1,000	1,310	3,483
3段階②	976	22	4	8	20	12	1,042	1,173	1,300	1,310	3,783
4段階	976	22	4	8	20	12	1,042	1,173	1,445	2,006	4,624

※送迎加算　184単位（片道につき）

※理美容代　1，500円（1回につき）自費

加算項目

項目	単位数
サービス提供体制加算Ⅰ１	２２単位
看護体制加算（Ⅰ）	４単位
看護体制加算（Ⅱ）	８単位
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	２０単位
個別機能訓練加算	１２単位
処遇改善加算Ⅰ	介護サービス×日数×8.3%
特定処遇改善加算Ⅰ	介護サービス×日数×2.7%
ベースアップ等支援加算	介護サービス×日数×1.6%

所得段階の概要

第１段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方。 かつ預貯金が単身1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方。
第２段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。 かつ預貯金が単身650万円以下、夫婦で1,650万以下の方。
第３段階①	・非課税年金収入額の合計が年間80万円超、120万円以下の方。 かつ預貯金が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方。
第３段階②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と 課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が　年間120万円以上の方。 かつ預貯金が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方。
第４段階	・上記以外の方